

令和六年十二月二十日付け奈良県公報第五百七十四号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県東部農林振興事務所長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和七年四月十一日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 宇陀市大宇陀岩清水、大宇陀調子及び大宇陀塚脇
- 三 測量の期間 変更前 令和六年十一月七日から令和七年三月十四日まで  
変更後 令和六年十一月七日から令和七年三月三十一日まで